平成２３年（フ）第８８７２号
東京都板橋区徳丸５丁目25―５―204　エイトハウスⅢ
破産者　小林　伸后
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９４９２号
神奈川県川崎市麻生区高石４丁目５番10
破産者　有限会社ＬＯＶＥ　ＧＩＲＬ’Ｓ　ＭＩＸ
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９４９３号
神奈川県川崎市麻生区高石４丁目５番10
破産者　株式会社ｍｉｃｒｏｋｉｔｔｅｎ
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９４９４号
茨城県ひたちなか市笹野町２丁目15―５
破産者　渡邊　　聡
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９５１８号
東京都板橋区南町６―９―507、住民票上の住所東京都豊島区池袋１丁目13―３
破産者　宮原　典子
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９６６５号
神奈川県横浜市青葉区恩田町1053番地
破産者　有限会社龍仁
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９６６６号
東京都世田谷区奥沢２丁目10番７号
破産者　有限会社雄翔
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９８８５号
東京都渋谷区広尾３丁目１番５号
破産者　株式会社尾崎工務店
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９８８６号
東京都渋谷区渋谷２―２―４―708、住民票上の住所東京都渋谷区広尾３丁目１―５
破産者　尾崎あゆみ
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０８５９号
神奈川県横浜市港北区日吉４丁目11―24
破産者　宮下　太郎
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１３４２号
東京都中央区入船２丁目６―４―1102
破産者　手嶋　　誠
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１４０７号
東京都練馬区東大泉６丁目２番43号
破産者　有限会社コーダイ
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１４０８号
東京都練馬区西大泉４丁目３―43　安美荘Ａ―１
破産者　藤井　純一
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１４３７号
東京都江戸川区南篠崎町２丁目37―10―303
破産者　中澤　浩澄
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１４８２号
東京都町田市大蔵町500―２―105、開始決定時の住所東京都町田市大蔵町3087―22
破産者　松本　由美
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１９８６号
東京都中野区白鷺３丁目５―10―304
破産者　小山田　尚
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１９８７号
東京都清瀬市竹丘２丁目９―23―102、開始決定時の住所東京都清瀬市旭が丘１丁目240―１―401
破産者　小山田マユミ
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２４２５号
東京都杉並区和田２丁目26―３―301
破産者　河井　雅博
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２８４８号
神奈川県横浜市保土ケ谷区和田１丁目14番27号
破産者　有限会社ジェニック
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２８４９号
神奈川県横浜市保土ケ谷区和田１丁目14―27
破産者　吉村　広二
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２８７７号
東京都港区南麻布３丁目３番３号
破産者　有限会社アクア
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部